

国際理解教育事業業務に関するプロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名 国際理解教育事業業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務の内容 別紙「国際理解教育事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日（令和3年6月を予定）から令和4年3月25日まで
- (4) 予算規模 1,496,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 担当部署 広川町役場 協働推進課 まちづくり係
〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1
電話 0943-32-1196（協働推進課直通）
FAX 0943-32-4287
メールアドレス matidukuri@town.hirokawa.lg.jp

2 プロポーザル方式等の種別 公募型

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- ① 法人格を有していること。
- ② 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの期間に国際理解教育に関する業務を実施した実績を有する者であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 令和2・3年度広川町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。未登録の場合、参加表明書の提出までに登録すること。
- ⑤ 広川町指名停止等措置要綱（平成25年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- ⑦ 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

4 業務の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順

(1) 業務全体のスケジュール

項目	日程等
① 実施の公表	令和3年4月21日(水)
② 質疑の受付期間	令和3年4月21日(水)～4月28日(水)17時必着
③ 質疑最終回答期限	令和3年5月7日(金) 予定
④ 参加表明書の提出期間	令和3年4月21日(水)～5月11日(火)17時必着
⑤ 参加資格審査結果通知	令和3年5月13日(木)
⑥ 企画提案書の提出期間	令和3年5月14日(金)～5月31日(月)17時必着
⑦ 辞退届の提出期限	令和3年5月31日(月)17時必着
⑧ 企画提案書類審査	令和3年6月初旬 予定
⑨ 選定結果の通知・公表	令和3年6月中旬 予定
⑩ 契約締結日	令和3年6月下旬 予定

(2) 事務手順等

①実施の公表について

実施の公表は、令和3年4月21日(水)に広川町役場前掲示場及び広川町(福岡県)公式ホームページで行う。

②質疑応答等について

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

ア 受付方法 質問書(様式1)を添付し、Eメールにより下記へ送信すること。

メールアドレス matidukuri@town.hirokawa.lg.jp

※件名を「国際理解教育事業業務に関する質問」とすることとし、
電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。

イ 受付期間 令和3年4月21日(水)～4月28日(水)17時必着

ウ 回答方法 令和3年5月7日(金)(予定)までにEメール及び広川町(福岡県)公式ホームページにより回答する。

③参加資格要件の審査について

ア 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、提出期間中に参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

(f) 提出書類 次に掲げる書類を各1部提出すること。

提出書類	様式等	添付書類等
参加表明書	様式2	会社案内パンフレット等
同種業務実績調書	様式3	契約書、実績が証明できるもの等
暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書	様式4	

(i) 提出期間 令和3年4月21日(水)～5月11日(火)17時必着

(j) 提出先 広川町役場 協働推進課 まちづくり係（1（5）担当部署参照）

(k) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）

④参加資格要件の審査について

3に定める参加資格要件を満たすか確認を行い、令和3年5月13日(木)に次に掲げる事項を記載した「参加資格審査結果通知書」を送付する。

ア 参加資格を満たすと認めた者にあつては、参加資格要件を満たす旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を満たさないと認めた者にあつては、参加資格要件を満たさない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

※理由の説明要求手続きの詳細は、「参加資格審査結果通知書」に記載する。

⑤企画提案書の作成等について

企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

ア 提出期間 令和3年5月14日(金)～5月31日(月)17時必着

イ 提出先 広川町役場 協働推進課 まちづくり係（1（5）担当部署参照）

ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）

エ 提出書類及び提出部数

提出書類	様式等	提出部数等
企画提案書表紙	様式5	1部
参考見積書	様式自由 (A4版)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正1部、副7部 ・ 宛名は広川町長とすること。 ・ 企画提案者に対する費用は1（4）の限

		度額1,496,000円(税込)以内の金額を記載すること。
業務実施体制	様式6	8部(様式に記載する注意事項参照)様式6~8はまとめてホチキス留めすること。
業務実施の方針等	様式7	
企画提案書	様式8	

オ 留意点

- (ア)各様式に記載する注意事項等を熟読すること。また、国際理解教育事業業務実施の方針等及び企画提案書は別紙「国際理解教育事業業務プロポーザル評価基準」に基づいて評価する。
- (イ)業務実施の方針等には、本業務に対する取組姿勢、業務実施における着眼点、業務の実施方針、業務フロー計画及び工程計画等について、簡潔に記載すること。
- (ウ)企画提案書には、別紙「業務委託仕様書」の『2. 委託業務内容』に基づき、具体的な提案をすること。

⑥参加の辞退

企画提案者が参加を辞退したい場合、令和3年5月31日(月)17時までに辞退届(様式任意)を広川町役場協働推進課まちづくり係に直接持参すること。

⑦企画提案書の審査及び評価

ア 審査委員会の設置

企画提案書の審査及び受託候補者の特定を行うため、審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

イ 企画提案書の審査

企画提案書等を審査委員会により審査する。審査は、100点を満点とし、評価基準は、別表「評価基準」のとおりとする。選考委員の採点により、最優秀提案者及び次点提案者を選定し、最優秀提案者を受託候補者として、随意契約の方法で契約を締結する。ただし、全選考委員の平均得点が60点に満たない場合は、要求水準を満たしていないとみなして、受託候補者として選定しない。

⑧受託候補者の選定及び結果の通知・公表

受託候補者の選定については、審査会における審査基準に基づき行い、速やかに、企画提案書を提出した全ての者に対して審査結果を次のとおり通知・公表する。

ア 結果の通知 令和3年6月中旬(予定)結果通知書の送付をもって通知する。

イ 公表内容 受託候補者名及びその他必要な事項

ウ 公表方法 広川町(福岡県)公式ホームページによる。

エ 非特定理由の説明に関する事項

企画提案書等が選定されなかった者は、結果を通知した日から起算して7日以

内に、文書（A4版様式任意）にて、広川町長に対し非特定理由についての説明を求めることができる。提出場所は、1（5）担当部署とし8時30分から17時15分までに持参するものとする。回答は説明を求めることができる日の最終日から起算して7日以内に書面にて行う。

⑨失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- ア 4（2）⑦の審査会の構成員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行った場合
- ウ 企画提案書類等に虚偽の記載を行った場合
- エ 参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合

⑩契約に関する基本事項

ア 受託候補者との協議

受託候補者が特定された後、広川町と受託候補者が協議を行い、別紙「国際理解教育事業業務仕様書」を再調整する。

イ 契約の締結

広川町は、受託候補者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合、次点の企画提案者と交渉する場合がある。

ウ 契約保証金

契約保証金を要する。ただし、広川町財務規則（平成19年規則第10号）（以下「財務規則」という。）第122条の規定に該当する場合は免除する。

5 提案に係る費用の負担に関する事項

企画提案における書類作成及び提出等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、提出者の負担とする。

6 その他必要な事項

- （1）本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （2）企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- （3）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべてプロポーザル参加者が負うものとする。
- （4）提出された資料等について、広川町情報公開条例（平成14年条例第24号）に基づく

開示請求があった場合は公開を行う。それに伴い、資料等を開示することにより、今後企画提案者の権利、競争上の地位その他不当な利益を害する部分がある場合は、該当する箇所を黒塗りした開示用の企画提案書を提出すること。

- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書の審査を行うため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (8) 本プロポーザルに関し、企画提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を順守しなければならない。
- (9) 参加表明書等押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑を使用すること。